

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年5月から55年3月まで

私は、離婚を前提とした別居をきっかけとして、初めて国民年金に加入した。独りになり、将来のことを考えて加入したのに、国民年金保険料を納付しないことは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で国民年金に任意加入した昭和53年5月17日に払い出されたと推認され、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人は、「離婚を前提とした別居をきっかけとして、将来のことを考えて国民年金に加入した。」と供述していること、申立人の所持する二冊の年金手帳について、A市で交付されたとみられる年金手帳には、同市で昭和53年5月17日に任意加入したときの記録が記載され、一方、B区で交付されたとみられる年金手帳には、上記の任意加入の記録に加え、同年6月1日に被保険者の種別が強制加入に変更されていることが確認できるところ、当時、申立人は、「B区で転入及び国民健康保険加入の手續と共に、国民年金の手續も行った。」と供述していることなどを踏まえると、国民年金の任意加入手續を行った当初から保険料を未納にするとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間後は、60歳まで長期にわたり保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は23か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、年金相談のため、平成 24 年 3 月に年金事務所に行った際、申立期間の国民年金保険料が未納であることが判明し、大変驚いた。申立期間当時は、毎月保険料を集金する係の方が自宅に来て、その都度、金額は覚えていないが保険料を納付していたはずであり、未納と記録されているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月に国民年金に任意加入してから第 3 号被保険者となるまでの期間、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成 20 年 4 月からは前納制度を利用しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「保険料は自宅に来ていた年配の女性の集金人に支払い、その集金人は、役所の職員等ではなく、一般人であった。」と述べているところ、A 市は、「昭和 36 年 4 月から平成 13 年 3 月まで、市から委嘱された国民年金委員が国民年金の保険料を集金しており、昭和 36 年 4 月 20 付け A 市国民年金委員設置規則によると、市長が住民の中から国民年金委員を任命していた。」と回答していることから、申立人の主張に矛盾はない。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金の任意加入手続を行った昭和 52 年 1 月以降住所の変更は無く、申立人の夫は、B 共済組合に加入し、申立期間前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないことを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月30日から同年10月8日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年10月8日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月30日から5年9月1日まで

私は、A社に平成5年8月まで勤務したのに、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日が4年4月30日となっていることに納得できないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月30日から同年10月8日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社における元事業主の供述により、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年4月30日より後の同年10月8日付けで、同年4月30日と記録されていることが確認できる。

また、当該事業所において、申立人と同様に、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成4年10月8日付けで、同年4月30日に被保険者資格を喪失している者は役員3名を含めて19名いることが確認できる。

さらに、元事業主は「平成4年10月頃、社会保険事務所（当時）から、滞納保険料を減額するために遡及喪失を勧められ、遡及喪失は自分が行った。」と供述している上、当該事業所の商業登記簿謄本によれば、申立人

は、申立期間を含め役員に就任したことは確認できない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年10月8日付けで行われた申立人に係る被保険者資格喪失処理は、事実在即したものと考えるべく、当該処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年10月8日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成4年4月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月8日から5年9月1日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が同年5月20日まで当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、元事業主は、「遡及訂正処理した平成4年10月8日より後の期間は、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している上、当該期間について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は4名の元同僚の氏名を挙げているが、うち1名は既に死亡しており、ほかの元同僚3名から協力を得られないことから、平成4年4月30日に資格喪失日が登録されていて、住所が判明している8名のうち、2名から回答を得たが、保険料控除に関する具体的供述は得られなかった。

加えて、申立人から提出された平成5年分給与所得の源泉徴収票及び平成6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書（平成5年所得分）によると、5年分の社会保険料額は、申立人が同年9月1日から勤務した他事業所に係る厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致しており、A社による厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年11月18日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年11月18日まで
私の年金記録において、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が平成4年3月31日に資格喪失となっているが、同年4月以降も同社に継続して勤務していた。調査の上、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に平成14年2月頃まで勤務していたことは認められるが、オンライン記録では、4年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月31日の後の同年11月18日付けで、当初記録されていた同年10月の標準報酬月額の定時決定を遡って取り消し、同年3月31日として処理されており、申立人の健康保険被保険者証も同年11月18日付けで回収されていることが確認できる上、申立人と同様に、同年11月18日付けで、被保険者資格の喪失処理が行われている元同僚8人のうち5人については、同年10月の標準報酬月額の定時決定を遡って取り消し、標準報酬月額を遡及訂正が行われている。

また、複数の元同僚は、当該事業所の経営状況は悪く、給与の遅配、不払があり、社会保険料の滞納があったと供述している。

さらに、当該事業所に係る法人登記簿では、上記処理日に法人事業所で

あることが確認できることから、申立期間においては厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成4年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記処理日である同年11月18日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における取消し前のオンライン記録から、平成4年3月から同年9月までは38万円、同年10月は41万円とすることが妥当である。

千葉国民年金 事案 4333

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年4月から平成元年12月まで

私は、A社B支店を退職後、国民年金の加入手続を行い、毎月現金で申立期間の国民年金保険料を納付した。途中で申立期間の保険料が1万円を超えて納付が大変になり、全て保険料を納付した訳ではないが、少なくとも1年間は納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年4月にA社B支店を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、平成3年4月13日に初めて国民年金被保険者資格を取得しており、オンライン記録とも一致している上、申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得したことをうかがわせる記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の加入者の第3号被保険者該当処理日から、平成3年6月頃に行われたものと推認でき、申立人の主張と相違する上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料が途中で1万円を超えて納付が大変になり、申立期間の保険料の全てを納付した訳ではないが、少なくと

も1年間は納付した。」と申述しているところ、申立期間に係る法定保険料は、7,700円及び8,000円と全て1万円未満である上、オンライン記録によると、D社を退職した平成3年4月から5年10月までの期間のうち、平成3年度の保険料は全て納付済みである一方、4年度及び平成5年4月から同年10月までの期間に係る保険料は未納となっており、同年4月から法定保険料が1万円を超えて1万500円となったことから、申立人の申述は、3年6月頃に国民年金の加入手続を行い、同年4月からの保険料を納付した際の記憶によるものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4334

第1 委員会の結論

申立人の平成17年12月から19年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月から19年11月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、年金事務所から申立期間の付加保険料の納付の申出及び納付の事実は確認できないとの回答を受けた。付加年金制度があることは承知していたので、最初に国民年金に加入した平成13年6月から16年3月までの期間と同様に、私の父が二度目の国民年金被保険者期間である申立期間も付加保険料の納付の申出を行ってくれたにもかかわらず、申立期間に係る付加保険料の納付記録が無いことは、行政側の事務処理が適切に行われておらず、付加保険料の納付の機会が失われたことによるものであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立期間に係る付加保険料の納付の申出を行ってくれたと主張しているが、申立期間当時、A市役所から社会保険事務所（当時）に送られた申立人に係る国民年金被保険者関係報告書には、国民年金被保険者の資格取得日を平成17年12月21日とする資格取得届が提出された報告のほかに、付加保険料の納付の申出が行われた記載は無い上、オンライン記録において、申立期間に係る付加保険料の納付の申出が行われた記録は無く、記録の訂正、取消等の事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は申立期間において、申立人及び申立人の両親の国民年金保険料は申立人の父名義の預金口座から振替により納付していたと述べ、申立人の父名義の預金通帳の写しを提出しているところ、平成18年3月31日付けで3名分の保険料の口座振替が行われていることが確認でき、そのうち2名分は付加保険料を含めた保険料額である一方、残る1名分は

定額保険料のみであり、オンライン記録において申立人の両親は付加保険料の納付の申出を行っていることが確認できることから、付加保険料を含めた2名分の口座振替額は申立人の両親の保険料であると推認され、同年3月31日付けの口座振替において、申立人が付加保険料を含めて保険料を納付していたことは確認できない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の付加保険料を納付することができなかったのは、行政側の事務処理に遺漏があったことによるものであると主張して、申立期間は付加保険料を含めた保険料納付済期間として記録を訂正するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付に関する関連資料及び周辺事情等に基づき、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断する機関であるから、保険料の納付を前提としない申立てを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月まで
私が大学を卒業した後の昭和 57 年頃に、私の母が国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料も納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が大学を卒業した後の昭和 57 年頃に、申立人の母が国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間の国民年金保険料も納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61 年 2 月 25 日に社会保険事務所（当時）から A 郡 B 町（当時）に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の加入手続は当該手帳記号番号が払い出された同年 2 月以降に行われたものと推認されることから、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、同年 2 月を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は申立期間の保険料納付に係る記憶が明確ではなく、保険料の具体的な納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの期間、同年7月から45年3月までの期間、47年4月から同年6月までの期間及び48年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から44年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで
③ 昭和47年4月から同年6月まで
④ 昭和48年7月から同年12月まで

私は、A（都道府県）B区Cに居住していたときに、集金人から国民年金保険料を遡って納付できると説明を受け、昭和43年10月から44年3月までの期間の保険料は45年3月頃に、44年7月から45年3月までの期間、47年4月から同年6月までの期間及び48年7月から同年12月までの期間の保険料は、50年4月頃から同年6月頃までに一括して集金人に対し納付したのに、納付記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和45年3月頃に、集金人に国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、特殊台帳によると、同年3月時点において現年度保険料となる44年7月から45年3月までの期間の保険料が未納となっていることが確認できること、申立人も50年4月前は当該期間の保険料が未納となっていることを認めていること、及び通常、集金人は現年度保険料を収納していることを考え合わせると、集金人が現年度保険料を未納にした状況で、過年度保険料となる申立期間①の保険料を優先して収納するとは考え難く、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

また、申立期間②及び③について、申立人は、昭和 50 年 4 月頃から同年 6 月頃までに、集金人に保険料を遡って納付したと主張しているところ、その時期は、国民年金法附則第 18 条による第 2 回特例納付の実施期間（49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで）内に該当し、かつ申立期間②及び③の保険料は納付対象期間（36 年 4 月から 48 年 3 月まで）に該当することから第 2 回特例納付により納付することは可能であるが、附則 18 条納付者リストにおいて、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立期間④について、申立人は、申立期間②及び③の保険料と一括して昭和 50 年 4 月頃から同年 6 月頃までに、集金人に保険料を遡って納付したと主張しているところ、その時期は、国民年金法附則第 18 条による第 2 回特例納付の実施期間内に該当するが、申立期間④の保険料は納付対象期間に該当しておらず、申立人は申立期間④の保険料を第 2 回特例納付により納付することはできない上、特殊台帳において、申立期間④と一括納付したと申立人が主張する申立期間②及び③も保険料が未納となっていることが確認できる。

加えて、申立期間①から④までの保険料について、B 区役所は、同区において、同区及び A（都道府県）の徴収員が申立期間①から④までに係る保険料を過年度納付及び第 2 回特例納付として集金していたかは確認できないと回答しており、申立期間①から④までの保険料を集金人に納付したと推認することは困難である。

このほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月から12年3月まで

私は、再就職する直前の平成12年3月頃にA市役所（当時）で今までの国民年金保険料の未納分を納付しようとしたところ、担当者からB社会保険事務所（当時）で納付するように言われ、そのまま同社会保険事務所に行き納付したが、申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、再就職する直前の平成12年3月頃に申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間に係る保険料の納付金額について記憶が定かではなく、保険料の納付状況が判然としない点が見受けられることから、申立人が申立期間直後に勤務していた事業所から提出された申立人に係る同年分の給与所得の源泉徴収票及び給与所得者の保険料控除申告書を確認したところ、社会保険料控除欄には申立期間に係る保険料を申告した形跡は無く、これらの書類により申立人が申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成12年4月から13年2月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から13年2月まで

私は、平成9年の頃は大学生だったので、A区役所で国民年金保険料の免除申請手続きを行い、申立期間についても毎年4月に同区役所で免除及び学生納付特例の申請手続きを行っていた。その後、B区に転居し、13年3月にB区役所に転入届を提出したときに、職員から「A区で全て保険料の免除申請がなされており、B区でも引き続き免除を受けることができる。」と説明を受けていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は大学生だったため毎年4月にA区役所で国民年金保険料の免除及び学生納付特例の申請手続きを行っていたと申述しているところ、オンライン記録において、申立期間に係る免除及び学生納付特例の承認記録は無く、記録の訂正、取消等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間当時、免除及び平成12年度から施行された学生納付特例の申請については、毎年度行うこととされており、承認期間については、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末月である3月までと定められていたところ、オンライン記録によると、申立人がB区に転居した後の平成13年4月26日に行った免除申請の承認期間は、平成12年度である平成13年3月から14年3月までとされているこ

とが確認でき、平成 12 年度に学生納付特例の申請手続が行われていれば、平成 13 年 3 月の保険料は納付猶予の対象となるものの、納付猶予が承認されていないことを踏まえると、当該申請日において平成 12 年度の学生納付特例は申請されていなかったものと推認される上、申立期間においては 10 年度から 12 年度までに免除及び学生納付特例の申請手続が計 3 回必要となるが、同一の市区町村が同一人に対して複数回にわたり記録管理の誤りを繰り返すとは考え難い。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間において免除及び学生納付特例申請書を提出したこと、並びに免除及び学生納付特例の承認を受けたことを確認できる関連資料は無く、申立期間の保険料を免除及び学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 4 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間のうち、同年 4 月から 13 年 2 月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4726 (事案 1361 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月26日から58年11月まで

私は、申立期間に、A社のB事業所及びC事業所、続いて、D県のE事業所、F事業所及びG事業所にそれぞれ勤務しており、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月まで納付済みだった国民年金保険料が厚生年金加入等を理由に還付されていることから、申立期間に厚生年金保険に加入していたはずであり、前回の審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初申し立てた昭和48年3月から57年12月まで(厚生年金保険加入期間を除く。)の期間について、i) A社「B事業所、C事業所」について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった48年5月1日と同日に被保険者資格を取得したこと、及び申立人がH市に異動したとする49年4月26日に資格喪失したことが確認できること、ii) 同事業所は50年8月1日に事業を廃止しており、同事業を継承した事業主に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用等の状況について、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることができない上、申立人は元同僚数名の姓のみを記憶していたが、上記被保険者名簿に該当者が見当たらず特定が不能であったため元同僚等の調査が実施できないこと、iii) 申立人が勤務していたと主張するE事業所、F事業所及びG事業所は、いずれも社会保険事務所(当時)の記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないこと、iv) 申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無く、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用等の状況について、当該事業所は適用事業所となっていないため、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかったこと、v) 申立人の国民年金の特殊台帳によれば、49年

4月から同年9月までの期間が納付済み（61年2月12日に還付）、及びその後51年4月から58年3月までの期間が申請免除と記録されていることなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの納付済みの国民年金保険料が厚生年金等加入を理由に還付されていることから、申立期間に厚生年金保険に加入していたはずであり、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、当該還付処理を行ったI社会保険事務所（当時）では、「当該還付処理は、申立人の厚生年金保険の加入を確認し還付決定されたものではなく、申立人の被保険者の種別を国民年金の任意加入対象者であると誤認し還付したものである、当該処理は誤りと思われる。」と回答している。

また、A社において、昭和48年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している21名に新たに照会したところ、申立人を知っているとの回答があった1名は、「C事業所で申立人と一緒に勤務したのは覚えているが、いつ頃の店に移ったかまでは覚えていない。」と供述しており、C事業所以外での勤務状況を確認することはできない。

さらに、申立期間当時のA社本社の総務人事課担当者は、「C事業所を含む数店舗の社会保険関係手続を行っていたが、D県のE事業所、F事業所及びG事業所はフランチャイズで、事業主もそれぞれ異なる別会社であり、本社でそれらの事業所の社会保険関係手続は行っていなかった。」と供述している上、D県内に「J」と名称の付く適用事業所の存在は確認できない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月 21 日から同年 5 月 21 日まで
私は、A社に昭和 60 年 3 月 4 日から 61 年 5 月 21 日までの間勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 60 年 3 月 4 日から 61 年 5 月 21 日までの間勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は既に解散しており、当時の資料は無く、同社の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において同社の被保険者であった元同僚 4 名に照会し、そのうち 3 名から回答があったが、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することはできなかった。

また、申立人のA社における雇用保険の離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している。

さらに、A社の被保険者原票により、申立人は、同社の厚生年金保険被保険者資格を昭和 60 年 3 月 4 日に取得し、61 年 1 月 21 日に喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致しており、当該被保険者原票に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 26 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、高校に通いながら、昭和 46 年 3 月に卒業するまでA社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日は 45 年 12 月 26 日と記録されている。調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社B工場に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に倒産している上、当該事業所の親会社であるC社は、「申立期間当時の資料を保有しておらず、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「現在、会社は倒産し、記録の存在は分からないが、厚生年金保険等社会保険については、当時、正しく申告していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票に訂正がなされた形跡は無く、資格喪失日はオンライン記録と一致している上、当該事業所において、昭和 45 年 12 月 26 日に資格喪失している申立人を含む 11 名の同被保険者原票の備考欄には、いずれも「46. 1. 18」と押印されており、当該 11 名に照会を行ったところ、回答のあった 5 名のうち、4 名は、「厚生年金保険の加入期間と実勤務期間は一致している。」と供述している（他の 1 名は不明と回答）。

加えて、申立人に係る当該事業所における雇用保険の加入記録の離職日

は、昭和 45 年 12 月 25 日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 14 年 5 月 1 日に A 市の B (業種) の会社の C 社に正社員の D (職種) として入社し、同年 9 月末日に辞めたが、この間の厚生年金保険の記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録及び C 社から提出された賃金台帳により、平成 14 年 6 月 12 日に同社に入社し、同年 9 月 10 日に同社を離職していることが確認できる。

しかし、上記賃金台帳により、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「申立期間当時、3 か月の試用期間を設けていた。」と回答している上、申立人は、平成 10 年 1 月 13 日に D 市において国民健康保険に加入し、19 年 5 月 25 日に資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4730

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 1 月 21 日から 49 年 10 月 20 日まで A 社に継続して勤務していた。申立期間は、同社 B 工場に出向した期間であるが、同社から給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A 社本社から同社 B 工場に出向した期間であり、同じく同社 B 工場に出向した元同僚も昭和 42 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、出向後も給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者資格が喪失とされていることは納得いかない。」と主張している。

また、申立人は、同社 B 工場が改組のため「C 社」と書かれた看板と一緒に写っている当時の従業員の写真を提出しているところ、当該写真に写っている従業員及び上記元同僚は、C 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 43 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、申立人のみが当該事業所に係る被保険者記録が無いことについて、申立人は、「私は、この人たちと違う取扱いで、A 社本社の所属だった。」と供述している。

しかし、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会を行ったが回答を得られず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る供述及び元同僚の証言等から、申立期間のうち、前半の約 15 か月間については、入院及び療養生活や他社への就

職活動をしており、後半の6か月間については、他社の工場の事業開始のための諸手続の手伝い及びアルバイトを行っていたことが確認できる上、A社社長から復帰の打診をされていたことなどから判断すると、申立人が同社に継続して雇用され、給与が支給されていたとは考え難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和42年7月1日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を同年8月4日に返却した記録があり、この喪失した記録に不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 5 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社が承継）に正社員として入社し、C（業務）を担当し、1年ほど勤務して退職した。ところが、申立期間は、年金記録において厚生年金保険の被保険者期間になっていない。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 5 月 1 日までの期間において、A社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 24 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、B社は、「申立人が申立期間に同社に勤務していたこと、及び申立期間における厚生年金保険料控除等を確認できる書類が無いため不明。」と回答していることから、申立期間における勤務の状況や保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している元同僚 3 名のうち 1 名は既に死亡しており、ほかの 1 名からは文書照会するも回答が得られない上、残り 1 名については名字のみの記憶であることから個人を特定することができず、申立人に係る申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険に加入している複数の元同僚のうち、連絡の取れた元同僚に照会したが、当該元同僚は申立人のことを記憶していない上、

当該被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4732

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 7 月頃から 43 年 3 月頃まで A 社に住み込みで勤務していた。この間、厚生年金保険に加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における当時の勤務内容及び複数の従業員の状況についての供述から、期間は特定できないものの当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の申立期間当時の事業主は、「当時の資料を保存しておらず、申立人の当社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時、当該事業所において B（職種）として勤務していた元同僚は、「仕事が重労働で、なかなか継続して勤務する人が少なかったため、入社してすぐには厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述している上、申立人、上記元事業主及び元同僚は、申立期間当時の従業員数は 15 人前後であったと供述しているところ、申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数は 5 人から 10 人と少ないことから、申立期間当時、当該事業所において、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、一緒に入社し、自分よりも長く勤務していた元同僚の氏名を挙げているが、上記被保険者名簿において、申立人及び当該元同

僚の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。